

山梨県公報

号外第二号

令和四年

一月十七日

月 曜 日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第一号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第二号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第三号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十号の布告公告……………二
- 山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第三号の布告公告……………二
- 山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第四号の布告公告……………三

選挙管理委員会

●山梨県選挙管理委員会告示第一号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。
令和四年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、七四九

●山梨県選挙管理委員会告示第二号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一八一、二四〇

●山梨県選挙管理委員会告示第三号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数)は、次のとおりである。

令和四年一月六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、二八六
中巨摩郡	五、四一六
南都留郡	一二、九四九
甲府市	五一、七三八
富士吉田市	一三、五三一
都留市・西桂町	九、五八一
山梨市	九、六七九
大月市	六、七九五
韮崎市	八、一一五
南アルプス市	一九、七〇六
北杜市	一三、四四〇
甲斐市	二〇、七八六
笛吹市	一九、一九四
上野原市・北都留郡	六、九四六
甲州市	八、八〇三
中央市	八、一八五

● 山梨県選挙管理委員会告示第十号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年一月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第十号

令和四年一月十六日執行の山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年一月七日

制限額 五百八万五千八百円

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

● 山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第三号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年一月十七日

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 小宮山 博

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第三号

令和四年一月十六日執行の山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区における候補者として次のとおり届出があった。

令和四年一月七日

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区 選挙長 小宮山 博

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイトアドレス
一	令和四年一月七日	本人	長沢 けん <small>ながさわ けん</small>	山梨県	山梨県南巨摩郡富士川町	五十五歳	無所属	無職	https://m.facebook.com/Ken.Nagasawa919
二	令和四年一月七日	本人	笠井 たつお <small>かさい たつお</small>	山梨県	山梨県西八代郡市川三郷町	五十七歳	無所属	有限会社表現社 代表取締役	https://www.kasaitatsuo.com/

● 山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第四号の公布公告
次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和四年一月十七日

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区
選挙長 小宮山 博

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第四号

令和四年一月十六日執行の山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

令和四年一月七日

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区
選挙長 小宮山 博

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番